

新旧対照表
 【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入植物等の通関の際における取扱い等について</p> <p>蔵関第 626 号 昭和 57 年 5 月 31 日 改正 蔵関第 1205 号 昭和 59 年 11 月 29 日 改正 蔵関第 435 号 昭和 62 年 4 月 30 日 改正 蔵関第 1085 号 昭和 62 年 10 月 23 日 改正 蔵関第 1073 号 昭和 63 年 11 月 14 日 改正 財関第 420 号 平成 19 年 3 月 31 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日 <u>改正 財関第 314 号</u> <u>令和 5 年 3 月 29 日</u></p> <p>標記のことについては、別紙「輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について」（昭和57年5月29日57農蚕第2904号）に従って処理することとし、昭和57年6月1日から実施されたい。 なお、この通達の取扱いについては、植物防疫所と緊密な連携のもとに実施するものとする。</p> <p>別紙</p> <p>57 農蚕第 2904 号 昭和 57 年 5 月 29 日 改正 59 農蚕第 6243 号 昭和 59 年 11 月 6 日 改正 62 農蚕第 2195 号 昭和 62 年 4 月 16 日</p>	<p>輸入植物等の通関の際における取扱い等について</p> <p>蔵関第 626 号 昭和 57 年 5 月 31 日 改正 蔵関第 1205 号 昭和 59 年 11 月 29 日 改正 蔵関第 435 号 昭和 62 年 4 月 30 日 改正 蔵関第 1085 号 昭和 62 年 10 月 23 日 改正 蔵関第 1073 号 昭和 63 年 11 月 14 日 改正 財関第 420 号 平成 19 年 3 月 31 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日</p> <p>標記のことについては、別紙「輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について」（昭和57年5月29日57農蚕第2904号）に従って処理することとし、昭和57年6月1日から実施されたい。 なお、この通達の取扱いについては、植物防疫所と緊密な連携のもとに実施するものとする。</p> <p>別紙</p> <p>57 農蚕第 2904 号 昭和 57 年 5 月 29 日 改正 59 農蚕第 6243 号 昭和 59 年 11 月 6 日 改正 62 農蚕第 2195 号 昭和 62 年 4 月 16 日</p>

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 5 月 31 日蔵関第 626 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">改正 62 農蚕第 2307 号 昭和 62 年 10 月 6 日 改正 63 農蚕第 5599 号 昭和 63 年 9 月 28 日 改正 2 消安第 4274 号 令和 2 年 12 月 25 日 <u>改正 4 消安第 7400 号</u> <u>令和 5 年 3 月 29 日</u></p> <p>大蔵省関税局長 殿 農林水産省農蚕園芸局長</p> <p style="text-align: center;">輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について</p> <p>輸入植物検査関連手続の円滑化に資するため今般、別添のとおり植物防疫法に関して輸入通関に当たり確認を要する事項をとりまとめたので、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>別 添</p> <p><u>1. 検査対象植物等の範囲</u> 植物防疫法（昭和25年法律第151号（以下「法」という。））第8条の検査（以下「検査」という。）の対象となる<u>植物又は検疫指定物品（以下「植物等」という。）</u>の範囲は、次に示すとおりである。 (1) 及び(2) （省略） (3) <u>検査の対象となる検疫指定物品</u> <u>検査の対象となる検疫指定物品は、別表 2 に掲げるもの（中古のものに限る。）である。</u></p> <p><u>2. 農林水産省植物防疫所が発給する証明書等</u> (1) 検査の対象となる<u>植物等</u>については、<u>原則として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第6条第1号、第2</u></p>	<p style="text-align: right;">改正 62 農蚕第 2307 号 昭和 62 年 10 月 6 日 改正 63 農蚕第 5599 号 昭和 63 年 9 月 28 日 改正 2 消安第 4274 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p>大蔵省関税局長 殿 農林水産省農蚕園芸局長</p> <p style="text-align: center;">輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について</p> <p>輸入植物検査関連手続の円滑化に資するため今般、別添のとおり植物防疫法に関して輸入通関に当たり確認を要する事項をとりまとめたので、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>別 添</p> <p><u>1. 検査対象植物の範囲</u> 植物防疫法（昭和25年法律第151号（以下「法」という。））第8条の検査（以下「検査」という。）の対象となる<u>植物</u>の範囲は、次に示すとおりである。 (1) 及び(2) （同左） <u>（新設）</u></p> <p><u>2. 農林水産省植物防疫所が発給する証明書等</u> (1) 検査の対象となる<u>植物</u>については、<u>植物防疫官の指定する場所においては、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入</u></p>

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 5 月 31 日蔵関第 626 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号又は第 3 号に定める港又は飛行場（以下「港又は飛行場」という。）の中の植物防疫官の指定する場所において検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の①又は②によりその旨を証明し、当該証明をもつて関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とする。</p> <p>① 検査合格証明 検査に合格した<u>植物等</u>については、次のいずれかの方法により証明する。</p> <p>ア 当該<u>植物等</u>又は容器包装に「<u>植物等検査合格証印</u>」（規則第 7 号様式（イ））を押印する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ウ 当該<u>植物等</u>又は容器包装に「<u>植物等検査合格証票</u>」（規則第 7 号様式（ロ））を添付する。</p> <p>エ 「<u>植物等検査合格証明書</u>」（規則第 7 号様式（ハ））を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>② 必ずしも検査を完了していないが、隔離栽培を行う場合、通関後消毒を実施する場合等であって植物防疫法上輸入を認めることが適切と判断されるときは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に掲げる方法により証明する。</p>	<p>を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の①又は②によりその旨を証明し、当該証明をもつて関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とする。</p> <p>① 検査合格証明 検査に合格した<u>植物</u>については、次のいずれかの方法により証明する。</p> <p>ア 当該<u>植物</u>又は容器包装に「<u>植物検査合格証印</u>」（植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 7 号様式ロ（イ））を押印する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ウ 当該<u>植物</u>又は容器包装に「<u>植物検査合格証票</u>」（規則第 7 号様式（ロ））を添付する。</p> <p>エ 「<u>植物検査合格証明書</u>」（規則第 7 号様式ロ（ハ））を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>② 必ずしも検査を完了していないが、隔離栽培を行う場合、通関後消毒を実施する場合等であって植物防疫法上輸入を認めることが適切と判断されるときは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に掲げる方法により証明する。</p>
表	表
区 分	区 分
方 法	方 法
<p>1 次のいずれかに該当する植物等</p> <p>ア 植物防疫法第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物及びその容器包装</p> <p>イ 植物防疫法第 7 条第 1 項た</p>	<p>1 次のいずれかに該当する植物等</p> <p>ア 植物防疫法第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物及びその容器包装</p> <p>イ 植物防疫法第 7 条第 1 項た</p>
<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 当該植物又は容器包装に「<u>植物等輸入認可証印</u>」（規則第 8 号様式（イ））を押印する。</p> <p>イ 当該植物又は容器包装に「<u>植物等輸入認可証票</u>」（規則第 8 号様式（ロ））を添付する。</p> <p>ウ 「<u>植物等輸入認可証明書</u>」（規則</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 当該植物又は容器包装に「<u>植物輸入認可証印</u>」（規則第 8 号様式（イ））を押印する。</p> <p>イ 当該植物又は容器包装に「<u>植物輸入許可証票</u>」（規則第 8 号様式（ロ））を添付する。</p> <p>ウ 「<u>植物輸入認可証明書</u>」（規則第</p>

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>だし書きの許可を受けた輸入禁止品 ウ 規則第14条に規定する種苗で規則第16条の規程により隔離栽培のために送付されるもの</p>	<p>第8号様式(ハ)を輸入者又は管理者に交付する。</p>	<p>だし書の許可を受けた輸入禁止品 ウ 規則第14条に規定する種苗で規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの</p>	<p>8号様式(ハ)を輸入者又は管理者に交付する。</p>
2 木材	<p>次のいずれかの方法 ア (省略) イ 「<u>植物等輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>	2 木材	<p>次のいずれかの方法 ア (同左) イ 「<u>植物輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
3 穀類等	<p>次のいずれかの方法 ア (省略) イ 「<u>植物等輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>	3 穀類等	<p>次のいずれかの方法 ア (同左) イ 「<u>植物輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
4 種苗	<p>次のいずれかの方法 ア (省略) イ 「<u>植物等輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>	4 種苗	<p>次のいずれかの方法 ア (同左) イ 「<u>植物輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
5 青果物	<p>次のいずれかの方法 ア (省略) イ 「<u>植物等輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4</p>	5 青果物	<p>次のいずれかの方法 ア (同左) イ 「<u>植物輸入認可証印</u>」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号</p>

新旧対照表
 【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。		様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。
6 木材こん包材（別表1に掲げるものを除く。）	次のいずれかの方法 ア (省略) イ 「植物等輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。	6 木材こん包材（別表1に掲げるものを除く。）	次のいずれかの方法 ア (同左) イ 「植物輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。
7 検疫指定物品	次のいずれかの方法 <u>ア 「検疫指定物品輸入認可証明書」(別記様式9)を輸入者又は管理者に交付する。</u> <u>イ 「植物等輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</u>	(新設)	(新設)
(2) 廃棄計画書 木材こん包材について、植物防疫官が廃棄を命じた場合には、廃棄場所への移動等税関への確認書類として、植物防疫所接受印を押印した消毒(廃棄)計画書(別記様式10)又は輸送後消毒(廃棄)申請書(別記様式11)を輸入者又は管理者に交付する。 (3) 輸送認可証 <u>検査の対象となる植物等については、法第8条第2項ただし書の特別の事由に該当する場合において、港又は飛行場の外にある農林水産大臣が定める基準に適合する場所のうち植物防疫官が指定する場所で検査を行うことができ、検査のために当該検査場所に輸送を認めることが適切と判断されるときは、農林水産省植物防疫所において、次のいずれかの方法によりその旨を証明する。</u> ① 当該植物等又は容器包装に「植物等輸送認可証印」(規則第8号の2		(2) 廃棄計画書 木材こん包材について、植物防疫官が廃棄を命じた場合には、廃棄場所への移動等税関への確認書類として、植物防疫所接受印を押印した消毒(廃棄)計画書(別記様式9)又は輸送後消毒(廃棄)申請書(別記様式10)を輸入者又は管理者に交付する。 (新設)	

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】



（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前
<p>様式(イ)を押印する。</p> <p>② 「<u>検疫指定物品輸送計画書</u>」（別記様式 12）に上記①の証印を押印の上、輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>③ 当該植物等又は容器包装に「<u>植物等輸送認可証票</u>」（規則第8号の2様式(ロ)）を添付する。</p> <p>④ 「<u>植物等輸送認可証明書</u>」（規則第8号の2様式(ハ)）を輸入者又は管理者に交付する。</p>				
3. (省略)				3. (同左)
別表1 (省略)				別表1 (同左)
別表2				(新設)
検疫指定物品	以下の輸入統計品目番号に属する中古製品			
	輸入統計品目番号			
(1) 農業、園芸又は林業の用に供する機械（ <u>整地又は耕作の用に供するものに限る。</u> ）	8432.10-000	農業用、	ブラウ	
	8432.21-000	園芸用又	ディスクハロー	
	8432.29-000	は林業用	その他のもの	
	8432.31-000	の機械	不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	
	8432.39-000	（ <u>整地用又は耕作</u>	その他のもの	
	8432.41-000	用のもの	堆肥散布機	
	8432.42-000	に限る。	施肥機	
(2) 農業の用に供	8432.80-000	）及び芝生用又は運動場用のローラ	その他の機械	
	8433.20-000	収穫機及び脱穀機	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバー含む。）	

新旧対照表
 【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベレー、収穫機又は脱穀機	<u>8433.30-000</u>	<u>(わら用</u>	<u>その他の乾草製造用機械</u>
	<u>8433.40-000</u>	<u>又は牧草用のベレーを含む。)</u>	<u>わら用又は牧草用のベレー(ピックアップベレーを含む。)</u>
	<u>8433.51-000</u>	<u>わら用若しくは牧草用のベレー、収穫機又は脱穀機</u>	<u>コンバイン</u>
	<u>8433.52-000</u>	<u>刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第84.37項の機械を除く。)</u>	<u>その他の脱穀機</u>
	<u>8433.53-000</u>	<u>に卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第84.37項の機械を除く。)</u>	<u>根菜類又は塊茎の収穫機</u>
	<u>8433.59-000</u>	<u>その他のもの</u>	
(3) 農業用トラクター	<u>8701.10-000</u>	<u>トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)</u>	<u>一軸トラクター</u>
	<u>8701.30-000</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>無限軌道式トラクター(農業用のもの)</u>
	<u>8701.91-010</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>農業用のもの(エンジン出力18キロワット以下のもの)</u>
	<u>8701.92-010</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>農業用のもの(エンジン出力18キロワットを超え37キロワット以下のもの)</u>
	<u>8701.93-011</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>農業用のもの(エンジン出力が37キロワットを超え52キロワット以下のもの)</u>
	<u>8701.93-012</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>農業用のもの(エンジン出力が52キロワットを超え75キロワット以下のもの)</u>
	<u>8701.94-010</u>	<u>のトラクターを除く。)</u>	<u>農業用のもの(エンジン出力</u>

新旧対照表
 【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
	<u>8701.95-010</u>	<u>が75キロワットを超え130キロワット以下のもの</u> <u>農業用のもの（エンジン出力が130キロワットを超えるもの）</u>	
別記様式1～5（省略）			別記様式1～5（同左）
別記様式6 <u>（削除）</u>			別記様式6 
			<u>（新設）</u>
備考（省略）			備考（同左）
別記様式7・8（省略）			別記様式7・8（同左）

新旧対照表
 【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別記様式 9</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">検疫指定物品輸入認可証明書</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">…植物防疫（事務）所（…支所又は出張所） 植物防疫官 氏 名</p> <p>下記検疫指定物品は、植物防疫法による輸入検査を終了し、……輸入認可したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>積載船（機）名 種類・名称 輸送方法の区別 数量 検査年月日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名</p>	<p>(新設)</p>
<p>別記様式 10・11 （省略）</p>	<p>別記様式 9・10 （同左）</p>
<p>別記様式 12</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">検疫指定物品輸送計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>…植物防疫（事務）所（…支所又は出張所）植物防疫官 殿</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵関第626号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>住 所</u> <u>氏 名</u></p> <p>____月 ____日 ____港入港 ____丸（号）積みの検疫指定物品について、下記により植物防疫法第8条第2項ただし書に基づき指定された検査場所に輸送して検査を受けたいので、申請します。なお、この計画を変更する場合は、必ず事前に承認を得ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>種類・名称</u> 2 <u>数量（台数）</u> 3 <u>輸送先の検査場所</u> 4 <u>輸送の手段</u> 5 <u>輸送開始時期</u> 6 <u>輸送先の到着時期</u> 7 <u>輸送実施責任者</u> 8 <u>（検疫有害動植物／土／植物残さ）の分散防止の方法</u></p> <p><u>上記の計画により輸送を実施されたい。</u></p> <p>____年 ____月 ____日</p> <p style="text-align: right;">植物防疫官 氏名</p>	